

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告示 生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件 四〇三
- 生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件 四〇三
- 生活保護法による介護扶助等のための介護機関を指定した件 四〇三
- 指定漁船を普通損害保険に付すべきことについて同意があった件 四〇三
- 保安林の指定を解除する予定である件 四〇三
- 保安林の指定を解除した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 四〇四
- 都市計画事業を認可した件 四〇四
- 随意契約の相手方を決定した件 四〇四

告 示

福島県告示第五百十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十九年七月二十一日

福島県知事 内堀 雅 雄

名 称	所 在 地	指定年月日
小高調剤薬局	南相馬市小高区東町三十一―一	平成二十九年四

もんま整形外科医院	同 市小高区大町一―四〇―一	同 月一日
医療法人半谷医院	同 市小高区上町二―五〇	同 日
ほりメンタルクリニック	同 市鹿島区鹿島字御前ノ内一〇	同 日
医療法人大高内科クリニック	同 須賀川市大町四〇三―一九	同 日

（社会福祉課）

福島県告示第五百十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。

平成二十九年七月二十一日

福島県知事 内堀 雅 雄

名 称	所 在 地	廃止年月日
医療法人慈雲会本田クリニック	同 須賀川市長祿町六五―一	平成二十九年三月三十一日
パーム調剤薬局新地店	同 相馬郡新地町駒ヶ嶺字原七―一―一	同 年四月三〇日
大黒屋薬局	同 田村市船引町船引字北町通三六―一―一	同 日

（社会福祉課）

福島県告示第五百十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるこ

ととされる生活保護法の規定を含む。)により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。
平成二十九年七月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
ベース薬局 鹿島厚生病院前店	南相馬市鹿島区横手字川原五―二	株式会社ベースファーマシー	郡山市桑野三―一―七 オフィスプラザ二〇号	平成二十九年四月一日	居宅療養管理指導 介護予防 防居室療養 管理指導
ほうらい薬局	福島市蓬莱町二―二―二	一般社団法人福島県薬剤師会	福島市蓬莱町二―二―二	同	同
有限会社しらさか薬局	同 市岡部字中川原一―六	有限会社しらさか薬局	同 市岡部字中川原一―六	同	同
ベース薬局 三河台店	同 市野田町二―四―二五	株式会社ベースファーマシー	郡山市桑野三―一―七 オフィスプラザ二〇号	同	同
ベース薬局 宮下町店	同 市宮下町一五―二三 階	同	同	同	同
ベース薬局 大森店	同 市大森字 増七九―五	同	同	同	同
西中央薬局	同 市西中央 一―一―二―二	同	同	同	同

ベース薬局 鏡石店	岩瀬郡鏡石町 本町二〇一	同	同	同	同
鶴ヶ岡薬局	伊達市梁川町 字内町四六	同	同	同	同
高越薬局	二本松市藤之 前三三一	同	同	同	同
ベース薬局 油井店	同 市油井 字福岡二―一―二	同	同	同	同
ベース薬局 本町店	同 市本町 二―七八―三 浦ビル一階	同	同	同	同

(社会福祉課)

福島県告示第五百十八号
漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項の規定により、小名浜加入区の指定漁船所有者から、その所有する指定漁船の全部を普通損害保険に付すべきことについて同意があった。
平成二十九年七月二十一日

福島県知事 内堀雅雄
(水産課)

福島県告示第五百十九号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。
平成二十九年七月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 解除予定保安林の所在場所
いわき市四倉町上仁井田字東山一三四の四六から一三四の五一まで
- 二 保安林として指定された目的
潮害の防備
- 三 解除の理由
道路用地とするため

(森林保全課)

福島県告示第五百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条第六項において準用する同条第三項の規定により、保安林の指定を解除した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容をいわき市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成二十九年七月二十一日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 所在の不明な者の氏名

- 富岡福太郎 古川嘉勝太 富岡保三 八代栄次 布施宗吉 玉橋重俊 高木馬之助
- 蛭田文次郎 古川林三郎 古川幸之助 蛭田茂三郎 宮川卯之吉 佐藤治平 猪狩清一郎 蛭田重次 鈴木倉之介 蛭田彌助 布施宗太郎 古川清次 佐藤鉄五郎
- 會川熊次 八代鉄藏 佐藤廣記 八代貞吉 古川権左衛門 佐藤丑太郎

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定を解除したこと。
 - 2 解除に係る保安林の所在場所、指定された目的及び解除の理由については、保安林の指定を解除する件（平成二十九年福島県告示第四百三十八号）によること。
- （森林保全課）

福島県告示第五百二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業について、次のとおり認可した。

平成二十九年七月二十一日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 施行者の名称 双葉町
- 二 都市計画事業の種類及び名称 双葉都市計画一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業 中野地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設
- 三 事業施行期間 平成二十九年七月二十一日から平成三十三年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分 双葉郡双葉町のうち、大字中野字宮ノ脇、高田、谷地前及び江又の一部の区域
大字中野字深町、竹ノ花、館ノ内、塚ノ前、堂ノ前及び原田の全部の区域

公 告

（まちづくり推進課）

公告第166号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける模擬プラント用ロボットシミュレータ開発業務の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成29年7月21日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
模擬プラント用ロボットシミュレータ開発業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県商工労働部産業振興総室産業創出課ロボット産業推進室 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成29年6月19日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
模擬プラント用ロボットシミュレータ開発業務共同企業体 福島県いわき市内郷御厩町三丁目168番地
- 5 随意契約に係る契約金額
147,000,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第11条第1項第1号該当

（産業創出課ロボット産業推進室）

